（債権管理事務取扱規則の一部改正）

**第二条**　債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号3中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権　株式会社国際協力銀行納付金債権」に改め、同号10中「空港機能施設災害復旧事業資金貸付金債権」を「空港機能施設災害復旧事業資金貸付金債権　株式会社国際協力銀行貸付金債権」に改める。

（外国為替に関する省令の一部改正）

**第三条**　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第四号中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部改正）

**第四条**　株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条」を削る。

第十七号を第十八号とし、第二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第二項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（財務省組織規則の一部改正）

**第五条**　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条」を削り、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」の下に「、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二百十八条第一項第四号中「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第二十二条」を削り、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」の下に「、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を加える。

第二百二十七条第一項第三号カ中「及び株式会社日本政策金融公庫」を「、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行」に改める。

（予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令の一部改正）

**第六条**　予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）」の下に「、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）」を加える。

第三条中「並びに株式会社日本政策金融公庫法第四十条第二項及び第四十四条（第三項を除く。）から第四十六条まで」を「、株式会社日本政策金融公庫法第四十条第二項及び第四十四条（第三項を除く。）から第四十六条まで並びに株式会社国際協力銀行法第二十六条第二項及び第三十七条（第三項を除く。）から第二十九条まで」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○財務省令第二十三号**

特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　財務大臣　安住　淳

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第二項第一号中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号**

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考4を次のように改める。

4　「業種」の欄には、「部分肉・冷凍肉製造業」、「肉加工品製造業」、「牛乳・乳製品製造業」、「その他の畜産食料品製造業」、「水産缶詰・瓶詰製造業」、「海藻加工業」、「塩干・塩蔵品製造業」、「水産練製品製造業」、「冷凍水産物製造業」、「水産食品製造業（野菜漬物製造業を除く。）」、「野菜漬物製造業」、「味そ製造業」、「しょうゆ製造業」、「ソース製造業」、「食酢製造業」、「その他の調味料製造業」、「精米・精麦業」、「甘しゃ糖製造業」、「小麦粉製造業」、「砂糖精製業」、「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」、「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）」、「食用油脂加工業」、「でん粉製造業」、「菓子製造業」、「麺類製造業」、「豆腐・油揚製造業」、「あん類製造業」、「冷凍調理食品製造業」、「そう菜製造業」、「すし・弁当・調理パン製造業」、「レトルト食品製造業」、「他に分類されない食料品製造業」、「清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）」、「清涼飲料製造業（その他）」、「果実酒製造業」、「ビール類製造業」、「清酒製造業」、「単式蒸留焼酎製造業」、「蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く。）」、「製茶業」、「コーヒー製造業」、「米麦卸売業」、「雑穀卸売業」、「野菜卸売業」、「果実卸売業」、「食肉卸売業」、「生鮮魚介卸売業」、「その他の農畜産物・水産物卸売業」、「食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）」、「食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業（卵・鳥肉を除く。）」、「卵・鳥肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「コンビニエンスストア」、「その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストアを除く。）」、「飲食店（食堂・レストラン）」、